

平成26年4月23日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 豊村貴司  
3番 朝長 勇  
5番 浦 泰孝  
7番 池田大生  
9番 石橋敏伸  
11番 山口裕子  
14番 山崎鉄好  
16番 宮本栄八  
18番 山口昌宏  
20番 牟田勝浩  
23番 江原一雄

副議長 吉川里己  
2番 猪村利恵子  
4番 山口 等  
6番 松尾陽輔  
8番 石丸 定  
10番 上田雄一  
12番 古川盛義  
15番 末藤正幸  
17番 吉原武藤  
19番 川原千秋  
21番 松尾初秋  
24番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 松本重男  
次 長 川久保和幸  
議事係 長 江上新治  
議事係 員 杉原啓仁

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
技		監	松	尾		定
政	策	部	松	尾	満	好
つ	な	が	平	川		剛
營	業	部	北	川	政	次
營	業	部	友	廣	秀	敏
營	業	部	山	下	朋	彦
く	ら	し	中	野	博	之
こ	ど	も	諸	岡	隆	裕
ま	ち	づ	森		孝	畑
山	内	支	山	下	知	行
北	方	支	坂	口		勉
会	計	管	前	田	健	次
教	育	部	溝	上	正	勝
教	育	部	井	上	祐	次
上	下	水	筒	井	孝	一
総	務	課	水	町	直	久
財	政	課	松	尾		徹
企	画	課	山	田	恭	輔
選	挙	管	馬	場	恒	信
監	査	委	森		博	文
農	業	委	秀	島	一	喜

---

議 事 日 程 第 3 号

4月23日（水）10時開議

- 日程第1 第32号議案 専決処分の承認について（武雄市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第2 第33号議案 専決処分の承認について（武雄市税条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第3 第34号議案 専決処分の承認について（武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第4 第35号議案 副市長の選任について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第5 第36号議案 監査委員の選任について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第6 第37号議案 監査委員の選任について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第7 第38号議案 教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第8 第39号議案 教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
- 日程第10 庁舎建設等特別委員会の設置及び議員の選任
- 日程第11 閉会中の継続調査の申し出について（各委員会調査事件）（議決）

---

開 議 10 時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第35号議案から第39号議案までの5件の議案と、諮問第1号を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第1 第32号議案

日程第1. 第32号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの補足説明があれば、その説明を求めます。松尾政策部長

○松尾政策部長〔登壇〕

おはようございます。

第 32 号議案 武雄市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

議案参考資料、新旧対照条文をご覧いただきたいと思います。1 ページでございます。

本年 4 月 1 日付けで組織の一部改編を行い、政策部に新たに安全安心課を設置し、市民の安全の確保、交通安全の保持、防災予防等への取り組みを強化することといたしました。

今回の改正につきましては、交通安全対策会議条例第 5 条に規定する会議の庶務を、総務課から安全安心課へ移管するための改正を 3 月 25 日付けで専決させていただいたものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第 32 号議案に対して、質疑を開始いたします。

16 番 宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

まあこの条例自体はですね、総務課を安全安心課にするっちゅうことですが、まあ結局は、具体的に内容をグレードアップするということになると思うんですけども、まあ強化というのはちょっと先ほど聞きましたけども、まあ課的なものが、こう 2 つぐらいに分かれてるのかですね、そのグレードアップの内容について、お聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

松尾政策部長

○松尾政策部長〔登壇〕

新たに設置いたしました安全安心課の所掌事務につきましては、消防防災とか災害対策、交通安全、防犯、そういったまあ従来総務課で所管をしておりましたけども、中でも災害対策とか災害対策基本法が大きく昨年度改正をされておりますし、あるいは空き家対策とかそういう点につきまして力を入れていかなければいけないというふうなことで、新たな課を設置したところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって第 32 号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第 32 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。

第 32 号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって第 32 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

## 日程第 2 第 33 号議案

日程第 2. 第 33 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの補足説明があれば、その説明を求めます。松尾政策部長

### ○松尾政策部長〔登壇〕

第 33 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、第 186 回通常国会において可決成立し、平成 26 年 3 月 31 日をもって法律第 4 号として公布され、4 月 1 日に施行されました。この改正に伴いまして、4 月 1 日から適用されるものについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、去る 3 月 31 日専決処分をさせていただきましたので、これを報告し、承認をお願いするものであります。それでは、改正の主な概要について議案参考資料、新旧対照条文で説明をさせていただきます。

2 ページをお願いいたします。附則第 6 条につきましては、居住用財産の買い換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除の規定でございますが、法の改正によりまして、譲渡の時期が平成 27 年 12 月 31 日まで延長されましたが、その規定が法律に規定されておりますので、条例からは削除とするものでございます。

5 ページの附則第 6 条の 2 につきましても、同様に法の改正がっておりますが、条例からは同じように削除を行うものでございます。

8 ページの附則第 8 条につきましては、肉用牛売却による農業所得にかかる免除措置についての特例期限を平成 30 年度まで 3 年間延長するものでございます。

9 ページの附則第 10 条の 3 につきましては、耐震改修を行った既存建築物にかかる固定資産税の減額措置が創設されまして、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に国の補助を受けて耐震改修を行い、一定の基準に適用することが証明された場合、工事が完

了した年の翌年度から2年度分の税額を2分の1減額することとされております。条例につきましては、その申告における提出書類について定めるものでございます。

10 ページの附則第 17 条の 2 につきましては、優良住宅地の造成等のための長期譲渡所得の課税の軽減の特例期限を平成 29 年度まで、3 年間延長するものでございます。

その他の項目につきましては、税法等の改正に合わせまして所要の整備を行っております。

以上で第 33 号議案についての補足説明を終わらせていただきます。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（杉原豊喜君）

第 33 号議案について質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって第 33 号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第 33 号議案について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。

第 33 号議案は議案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって第 33 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

#### 日程第 3 第 34 号議案

日程第 3. 第 34 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。中野くらし部長

#### ○中野くらし部長〔登壇〕

おはようございます。

第 34 号議案 専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

議案書の 8 ページからでございます。この議案につきましては、地方税法施行例の一部を改正する政令が、本年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、同日付で議案書 10 ページにございますが、別紙武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、その内容を報告し、承認をお願いするものであります。

今回の改正では、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと軽減措置の拡充、以上 2 点の

改正を行っております。

まず1点目の国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございますが、これにつきまして、後期高齢者支援金に関わる課税限度額を、これまで14万円というものを16万円に引き上げるもの、これが1点。それと介護納付金にかかる課税限度額を、12万円から14万円に引き上げるものであります。

その結果、今回据え置きとなった基礎課税分を加えた全体の課税限度額では、改正前の77万円から81万円と4万円の引き上げを行ったところであります。これによる本市の影響額といたしましては、約500万円の増を見込んでいます。

あと1点の改正点でございますが、国民健康保険税の軽減措置の拡充を行っているものであります。まず保険税の5割軽減の対象となる所得の算定に世帯主を含めて算定することとし、このほか2割軽減の算定では、被保険者の数に乗ずる金額を現在35万円といたしておりますが、これを45万円に引き上げ軽減の対象を拡充するものであります。本市での影響額につきましては、軽減措置が今回の改正に伴いまして、約3,000万円増えるというふうに見込んでいます。

なおこれらの改正の施行期日につきましては、本年4月1日といたしているところでございます。

以上で、第34号議案の補足説明を終わります。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（杉原豊喜君）

第34号議案について質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって第34号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第34号議案について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。

第34号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって第34号議案は原案のとおり承認することに決しました。

#### 日程第4 第35号議案

日程第4. 第35号議案 副市長の選任についてを議題といたします。

提出者からその説明を求めます。樋渡市長

##### ○樋渡市長〔登壇〕

第35号議案、副市長の選任について、私から御説明申し上げます。

副市長の前田敏美氏の任期が本年5月27日をもって、満了になります。今後も武雄市の発展のためには、どうしても同氏の豊富な行政経験、たぐいまれなる手腕が欠かせません。今や佐賀県内では、最高の副市長と呼ばれておられます。気持ちは私が続く在任期間中は、副市長としてその手腕、辣腕をふるってほしいと考えております。つきましては引き続き、同氏を武雄市副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

なお、前田氏の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。よろしくお願いたします。

##### ○議長（杉原豊喜君）

第35号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって第35号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第35号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。

第35号議案 副市長の選任について、同意を求める件については、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって第35号議案、すなわち前田敏美氏を副市長に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

#### 日程第5 第36号議案

日程第5. 第36号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者からのその説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第 36 号議案 監査委員の選任について、御説明申し上げます。現在、識見監査委員をお願いしております山口清司氏の任期が本年 4 月 30 日をもって満了になります。つきましては引き続き、同氏に監査委員をお願いいたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、山口氏の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第 36 号議案について質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって第 36 号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第 36 号議案について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。

第 36 号議案 監査委員の選任について同意を求める件について、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって第 36 号議案、すなわち山口清司氏を武雄市監査委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第 6 第 37 号議案

日程……（発言する者あり）静かに。（笑い声）日程第 6. 第 37 号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

本案の審議に際し、地方自治法第 117 条の規定により、12 番古川議員の退席を求めます。（発言する者あり）

提出者からその説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第 37 号議案 監査委員の選任について御説明申し上げます。

任期満了と先の市議会議員選挙の施行により、新たに古川盛義議員に監査委員をお願いいたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、古川議員の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。どうかよろしくお願いいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

第 37 号議案について質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって第 37 号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第 37 号議案について討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。

第 37 号議案 監査委員の選任について同意を求める件について御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって第 37 号議案、すなわち古川盛義君を武雄市監査委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

議員の除斥を解きます。（発言する者あり）

**日程第 7～第 8 第 38 号議案～第 39 号議案**

日程第 7. 第 38 号議案 教育委員会委員の任命についてから、日程第 8. 第 39 号議案 教育委員会委員の任命についてまでの、以上の 2 件を一括議題といたします。

提出者からのその説明を求めます。樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

第 38 号議案及び第 39 号議案 教育委員会委員の任命について、一括して御説明申し上げます。

教育委員会委員の古場勝憲氏の任期が、本年 4 月 28 日をもって満了いたします。

また、前教育委員会委員の猪村利恵子氏の辞任に伴い、現在委員が 1 名空席となっております。

つきましては引き続き古場氏を任命いたしたく、また空席の後任として、河内利大氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織、及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

なお、両氏の経歴につきましては、添付いたしております資料のとおりでございます。  
どうかよろしくお願いいたします。

**○議長（杉原豊喜君）**

第38号議案及び第39号議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第38号議案及び第39号議案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって第38号議案及び第39号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については各議案ごとに行います。

最初に、第38号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

次に、第39号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決を行います。

第38号議案 教育委員会委員の任命について採決をいたします。

本案は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって第38号議案、すなわち古場勝憲氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これを同意することに決しました。

次に、第39号議案 教育委員会委員の任命について採決をいたします。

本案は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって第 39 号議案、すなわち河内利大氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

#### 日程第 9 諮問第 1 号

日程第 9. 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者からのその説明を求めます。樋渡市長

#### ○樋渡市長〔登壇〕

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

人権擁護委員の久原義博氏の任期が本年 6 月 30 日をもって満了し退任されることとなり、後任として金丸千枝子氏を新たに人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の御意見を求めるものでございます。

金丸氏の経歴につきましては、添付いたしております資料の通りでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

#### ○議長（杉原豊喜君）

諮問第 1 号について質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって諮問第 1 号は所管の常任委員会付託を省略いたします。

諮問第 1 号について討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りします。

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって諮問第 1 号、すなわち金丸千枝子氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

#### 日程第 10 庁舎建設等特別委員会の設置及び議員の選任

日程第 10. 庁舎建設等特別委員会の設置及び議員の選任を行います。

庁舎建設等特別委員会については、委員数8名をもって構成する特別委員会を設置し、事件に関連する問題の調査、検討事項を付託の上、閉会中も継続して調査、検討することにしたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

次にお諮りいたします。

ただ今設置いたしました特別委員会の委員の選任については、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

よって、庁舎建設等特別委員に3番 朝長議員、4番 山口等議員、7番 池田議員、10番 上田議員、11番 山口裕子議員、14番 山崎議員、17番 吉原議員、18番 山口昌宏議員の、以上8名をそれぞれ指名いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。18番 山口昌宏議員

#### ○18番（山口昌宏君）〔登壇〕

あのですよ、指名してもらうのは8名で良いかと思えますけれども、今までのですね、庁舎として、庁舎を検討したその経緯がわからない人が入って、今から勉強するという意味でのこれは選任ですか。それとも経緯をわかって、その説明をされた上での、このあれか、その辺のところのちょっと確認をお願いしたいんですけど。

#### ○議長（杉原豊喜君）

私に質問ですね。私が指名しておりますもんね。

今のは、議事進行の形ですね。

改選前の特別委員会においては、庁舎問題等建設特別委員会と、ですね。庁舎の改築等の是非を問うような、また場所のどこらがいいか、そういった検討をしていただく委員会でした。

しかし庁舎建て替えが、今決定したということで、これからはもう建設に向けて、前向きな検討していただくということで、庁舎建設特別委員会ということで、設置をお願いしているところでございます。

それぞれ指名いたしました、8名の委員を指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、庁舎建設等特別委員に選任することに決定いたしました。

ここで正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

休 憩 10 時 24 分

再 開 10 時 33 分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

正副委員長互選の結果について、ご報告いたします。

庁舎建設等特別委員会委員長に 18 番 山口昌宏議員、同副委員長に 10 番 上田議員に決定されました。

日程第 11 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 11. 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 104 条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から議長宛てに、それぞれ閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の件をそれぞれ閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本臨時会の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成 26 年 4 月武雄市議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

閉 会 10 時 34 分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

〃 副議長 吉川里己

〃 議員 豊村貴司

〃 議員 山口 等

〃 議員 池田大生

会議録調製者 松本重男